

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平日の使用料の特例）

- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの期間における平日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、毎月第1月曜日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日以外の日をいう。）の大ホール（溝辺公民館）の使用料は、次の表のとおりとする。

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本 使用 料	入場料を徴収しない場合	6,300円	8,400円	8,400円	16,800円	18,900円	27,300円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	12,600円	16,800円	16,800円	33,600円	37,800円	54,600円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	15,750円	21,000円	21,000円	42,000円	47,250円	68,250円

別表第4 溝辺公民館の項中

「  
12月29日から翌年の1月3日までの日  
」を

「  
毎月第1月曜日  
12月29日から翌年の1月3日までの日  
」に改める。

別表第5の1の表部屋名の欄及び基本使用料（1時間につき）の欄を次のように改める。

大会議室	310円
中会議室	250円
小会議室	140円
大研修室	310円
中研修室	250円
小研修室	140円
音楽室	280円
和室	140円
茶室	170円
調理講義室	250円
調理実習室	200円
美術室	140円
工作室	140円
ロビー	260円
楽屋	150円
研修室(1室使用)	250円
研修室(2室使用)	310円
研修室(3室使用)	420円
視聴覚室	180円
調理実習室	200円
和室	250円
茶室	170円
工作室	140円
大ホール	560円
大会議室	250円
小会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
視聴覚室	120円

ロビー	250円
大会議室	420円
調理実習室	200円
和室	140円
会議室	140円
大会議室	310円
小会議室	140円
大会議室	310円
会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	310円
中会議室	140円
小会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	250円
小会議室	140円
調理実習室	200円
和室	140円
会議室	250円
和室	140円
調理加工室	380円
会議室	250円
和室	140円
調理加工室	380円
研修室	250円
会議室	140円
調理加工室	380円
大会議室	310円
会議室	140円
健康増進室	140円
和室	140円
調理加工室	380円
会議室	250円
和室	140円
調理加工室	380円

大会議室	420円
調理実習室	200円
和室	140円
大会議室	310円
調理加工室	380円
和室	140円
大会議室	310円
生活改善室	380円
和室	140円
研修室	310円
和室	250円
調理実習室	200円
大会議室	250円
学習室	140円
和室	140円
生活改善室	380円
大会議室	420円
会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	420円
和室	140円
調理実習室	200円
小会議室	140円
中会議室	250円
大会議室	310円
和室	140円
学習室	140円
生活改善室	380円
大会議室	310円
小会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	310円

会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
会議室	310円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
会議室	250円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	310円
会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
大会議室	250円
会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円
会議室	140円
和室	140円
調理実習室	200円

別表第5の2の表基本使用料（1時間につき）の欄を次のように改める。

280円
140円
140円
70円
100円
50円

別表第5の3の表中

「

9,450円	12,600円	12,600円	25,200円	28,350円	40,950円
18,900円	25,200円	25,200円	50,400円	56,700円	81,900円
23,630円	31,500円	31,500円	63,000円	70,880円	102,380円

」を

「

7,560円	10,080円	10,080円	20,160円	22,680円	32,760円
15,120円	20,160円	20,160円	40,320円	45,360円	65,520円
18,900円	25,200円	25,200円	50,400円	56,700円	81,900円

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行うとともに、溝辺公民館の休館日を新たに追加することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。